

ハンセン病療養所における在日朝鮮人と年金問題

金 貴粉（国立ハンセン病資料館）

はじめに

日本には現在、全国に14カ所のハンセン病療養所（国立13カ所、私立1カ所）がある。全入所者数1,577名（2016年5月時点）の内、朝鮮人は83名（男性34名、女性49名・2014年11月時点）を数え、平均年齢は84.8歳（2016年5月時点）にのぼる。

全生病院（現・多磨全生園）の年報によると、1922年には朝鮮人1名の入所記載があり、1909年開設の13年後にはすでに朝鮮人が入所していることがわかる。同じく1909年開設の外島保養院（現・邑久光明園）、第四区療養所（現・大島青松園）、九州癩療養所（現・菊池恵楓園）でもそれぞれ1923年から1926年の間にすでに朝鮮人が収容されていたことが年報によって確認できる。長島愛生園の療養所史である『隔絶の里程』によると、外国人患者（主に朝鮮出身）は、開所した1931年には15名だったが、1948年には107名にも上り、当時の長島愛生園全入所者の7.8%を占めた。

全療養所の朝鮮人入所者数も1962年時点で716名にのぼった（『在日朝鮮人ハンセン氏病患者同盟支部報』第51号、1962年11月3日発行）。入所者数はその後、減少していくが、その割合は1971年まで6パーセント前後を維持していたのである（金永子「ハンセン病療養所における在日朝鮮人の闘い―「互助会」（多磨全生園）の活動を中心に―」『四国学院論集』第111号、第112号、2003年12月）。

一般の日本社会に比べ、ハンセン病療養所における朝鮮人入所者数の割合は高かった。なぜ、これほど多くの朝鮮人が日本のハンセン病療養所に入所しているのか。朝鮮人の入所経緯について、『隔絶の里程』には次のように記され

ている。

「戦前、朝鮮出身者のほとんどは労務者として故国を離れた人々であり、強制連行されてきた者も多い。なかには家族も知らぬうちに田んぼから拉致され、釜山港から麻縄で数珠つなぎされてきた者もいた」（長島愛生園入園者自治会編『隔絶の里程』、1982年）

「労務者」として苛酷な労働を強いられた人びとがハンセン病に限らず、病にたおれたのは想像に難くない。ハンセン病は、らい菌による慢性の感染症であるが、その感染や発病には環境が大きく影響する。このことから、ハンセン病患者に朝鮮人が多かった理由は、山田昭次氏がすでに指摘する通り、「日本帝国主義の苛酷な収奪」により、朝鮮民衆の生活が「低く押し下げられていたから」（山田ゼミナル編『生きぬいた証に』緑陰書房、1989年）であると考えられるのである。

それではハンセン病療養所における在日朝鮮人入所者たちは、戦後、どのような生活を送ることとなったのだろうか。多磨全生園入所者自治会発行の『俱会一処』には、「戦後起こったハンセン病療養所に住む在日朝鮮人の問題の中でも、出入国管理令による「らい患者の強制送還」と、祖国の分断による一時的な思想対立、さらに1959年の国民年金法施行後10余年にわたって闘われた差別撤廃のための処遇改善運動が辛く、忘れられないことであった」とある。戦後になっても、朝鮮人入所者の苦難が長く続くことになったのである。

本稿では、これら3点の中でも療養所内の経済格差が生じることとなった国民年金法制定について見ていきたい。先行研究においてすでに国民年金法の制定により朝鮮人入所者に及ぼし

た影響や問題についての指摘がなされているが(金永子「国民年金法成立とハンセン病療養所の在日朝鮮人」『四国学院大学論集』101号、1999年)、筆者は、ハンセン病療養所という隔絶された空間であったことをふまえると、朝鮮人入所者による闘いを推し進めるためには、他の日本人入所者との共闘が必要であり、その点が療養所内における経済格差は正運動の特徴とも呼べるものであったと考える。

本稿では、先行研究では指摘されていない他の日本人入所者による反応を含めて考察することにより、どのように格差是正解消に向けた闘いが展開されたのかという点について明らかにしていくこととする。

1. 国民年金法制定と朝鮮人入所者

戦後になると、特効薬プロミンによる治療が行われることにより、ハンセン病は治癒する病気となった。健康の回復、整形、物理療法など医学の向上、施設面では社会復帰に備えた職業補導、退所者資金制度が実施されたこの時期は「療養所の転換期でもあった」という(『曙の潮風—長島愛生園入園者自治会史—』長島愛生園入園者自治会発行、1998年)。

1959年4月16日に制定された国民年金法が療養所の入所者にも適用されることになり、重い障害を抱える入所者にとっては大きな福音となった。1960年3月より、実際に障害福祉年金1500円、老齢福祉年金1000円が支給されはじめたのである。

『曙の潮風』によると、不自由者の受給額は年金受給前には月額910円であったが受給後は2,250円となり、たえず他の入所者からの援助を受けなければならなかった視覚障がい者を始めとする重不自由者らは「日陰者意識」から解放され、安心して療養生活ができるとの喜びが大きくなったという。長島愛生園では1960年6月時点で障害福祉年金受給者673名、老齢福祉年金受給者35名(全入所者1,700名)に達した。

一方で年金受給者と非年金受給者との間に深刻な差が生まれ、たちまち両者の間にさまざまな影響を及ぼした。とくに同じ一級障害をもちながら、国民年金という名のもとにその適用からはずされた外国人入所者の動揺は深刻であっ

た(『風雪の紋』栗生楽泉園患者自治会編、1982年)。

日本人の一級障害者が一カ月2,000円から2,500円の給付を受けるのに対し、外国人は750円、作業不能者は500円の慰安金のみ、作業従事者は月額1,200円程度の総収入で全てをまかなわなければならなかったのである。つまり同じ障害の重さであっても日本人と朝鮮人との収入額に2倍もの差がついたのであった。

当然、戦前、戦後と同じ療養所内で日本人と何ら変わりなく「患者作業」と呼ばれる園内労働を行い、生活してこざるをえなかった朝鮮人たちの不満や憤り、歎きはとどまるところを知らなかった。それは栗生楽泉園の朝鮮人入所者星政治の次の言葉にも表れている。

「我々はたしかに外国人には間違いない、しかし、過去の連がり(ママ)は別としても、その自由を拘束され、せまい所内に於て寝食を共にして来た、そして現在でも何ら変わりがなく一室の内に三人から四人の雑居生活を強いられながら、唯民族が違うと云う理由で、一方は二千四百円、一方の私達は九百円療養慰安金五百円の他に若干の手当と、その差を大きくつけて猶かえり見ようとしないのは人道的立場から見てもあまりにも苛酷な取り扱いじゃないだろうか。」(星政治「朝鮮人問題」『高原』第15巻7号、1960年7月)

朝鮮人入所者の高勲もまた、1960年3月に発行された邑久光明園の機関誌『楓』に戦前の療養所における朝鮮人について記し、国民年金法からの朝鮮人患者除外についての理不尽さを次のように訴えている。

「朝鮮人病者は入園される当時から身体不自由者ではなかった。戦前に強制収容と、当時のハ氏病療養所内は戦時体制下の名のもとに、重労働と食糧難からの栄養失調、医薬の不足のために病状が極度に悪化されたのである。麻痺された手足で一握りのにぎり飯をほ、ばりながら強制的に松根油造りなどの作業に使われて来た。その過労のために失明、両上下肢の喪失を早めた者が大半である。」(高勲「国民年金に関するハ氏病朝鮮人の悲

涙』『楓』第23巻3号、1960年3月)

このように日本人入所者とともに患者作業に従事させられ、それによって身体不自由者となった朝鮮人入所者の実情を高は切々と訴える。さらに高は「悲惨な病時中に於いても、私達は自己の病気のみで苦悩する時代ではない、現実の日本危機の場を共に協力するのが朝鮮人に課せられた義務である」という見解から、自己の病気の体を犠牲にしながら今日まで生きて来た」と述べ、半ば強制的な労働の中でも朝鮮人たちは「現実の日本危機の場を共に協力する」ことが「朝鮮人に課せられた義務」と認識し、労働に対して積極的に取り組んできたことを強調している。

当時、年金法に適用される障害を持つ朝鮮人は300人余りであった。高が「人種の差別なく、日本人療友と同等な待遇をなされるのが当然であり、日本政府の責任でもあると確信している」(前掲、高勲「国民年金に関するハ氏病朝鮮人の悲涙」)と主張する通り、国籍の差別なく、朝鮮人入所者にも年金を与えるべきだとの主張は当然であろう。

それでは年金の登場は、朝鮮人入所者の生活にどのような変化をもたらしたのだろうか。

邑久光明園朝鮮人入所者の河村寿夫は「昨日まで同じ療養所の同じ部屋で寝起きしながら、今日からは外国人としての扱いを受け第三人(ママ)としての意識を持たなくてはならない」という事態には割り切れない思いがしてなりません」と、その心の内を語っている。さらに「この意識がこのままの姿で表面化する事になれば、全体の療養生活にヒビが入るのは必然であり、そこに摩擦軋轢が生ずるのは火を見るよりもあきらかであります」(河村寿夫「谷間の声—在日朝鮮人ハ氏病患者同盟の活動と年金問題—」『楓』第23巻8号、1960年8月)と、経済格差が療養所内に生じることによって「摩擦軋轢」が引き起こされ、穏やかな療養生活が送れなくなることへの懸念を示している。それはその後、現実となっていったのである。

『全患協運動史』には、「年金の支給日になると外国人療友は肩身の狭い思いをし、同室の人たちがたまにおしるこなど会食の相談を始めるとこっそりと部屋をぬけ、便所に姿を隠し、余

りの情けなさに涙を流す人さえあった」(『全患協運動史—ハンセン氏病患者のたたかひの記録—』全国ハンセン氏病患者協議会編、一光社、1977年)と、共同生活の中で辛い思いをしながら療養生活を送らなければならなかった朝鮮人の姿が記されている。

また、失明者である申采雨は、同室の日本人入所者4人と朝鮮人である自分1人の雑居生活の中で年金による経済格差ができた様子を次のように訴えている。

「1959年の11月1日迄は一切が平等に支給されて、お互いに助け慰め合って永い生活を続けて来たのです。それは人間ですから時には感情のもつれが争いを生んだ事もあります。お互いに不幸な身の上ですから直ぐに和解が成り立って、よほどの事のない限り、やれ日本人だ韓国人だと叫びをあげる事はありませんでした。一律に一ヶ月750円の支給を受け、そのとほしく貧しい経済力で、何か一つの事を楽しむ場合には財布の底をはたき合っ

て来ました。身障年金の支給はこうした一切のものを根底から崩してしまいました」(申采雨「十一月一日から」、『孤島』韓国人ハ氏病療養者の生活を守る会、1962年)

年金による経済格差が生み出されるまでは、貧しいながらも同じ境遇の中で朝鮮人と日本人はお互いに慰め合いながら支え合ってきた。しかし「身障年金の支給はこうした一切のものを根底から崩してしまいました」という最後の言葉にあるように、突如として現れた経済格差によって、療養所で生活していくために何より重要な人間関係に大きな歪みが生じることになってしまったのである。

2. 在日朝鮮人韓国人ハンセン氏病患者同盟の結成

それでは年金の登場によって生じた療養所内の経済格差を是正するため、朝鮮人入所者たちはどのような運動を起こすことになったのだろうか。

戦前から数か所の療養所では在日朝鮮人の団体が存在していた。全生病院では1929年、文守

奉（戸倉文吉）が同胞の会をつくろうと一人ひとりを説いて回り結成した（『倶会一処－患者が綴る全生園の七十年－』多磨全生園患者自治会、1979年）。

邑久光明園では、「我々は療養所内でお互いに助け合いはげまし合っていく意味におきまして、各々親睦会を組織しております。・・・100名に余る同胞病者の団体で、真の親睦会であります」（川村寿夫「谷間の声－在日朝鮮人ハ氏病患者同盟の活動と年金問題－」『楓』第23巻8号、1960年8月）という証言記録が残されている。このように年金問題が起こる以前は、同胞同士の親睦を深めるためという意味が強かった。

しかし、年金問題が登場した後、各園では経済格差の是正運動のために各園で次々と朝鮮人団体が結成されることとなったのである。1959年5月に結成された星塚敬愛園の同友会も「まず取り組んだのは、年金問題であり、年金獲得運動を展開した」（『名もなき星たちよ－星塚敬愛園五十年史－』星塚敬愛園入園者自治会発行、1985年）としている。国民年金法が成立した翌年である1960年には下記の通り、在日朝鮮人入所者のいる療養所では朝鮮人団体が結成された。

ハンセン病療養所における在日朝鮮人と年金問題

療養所名	会の名称 (1960年)	療養所名	会の名称 (1960年)
松丘保養園(青森県)	互愛会	長島愛生園(岡山県)	親和会
東北新生園(宮城県)	朝友会	邑久光明園(岡山県)	互助会
栗生楽泉園(群馬県)	協親会	大島青松園(香川県)	同愛会
多磨全生園(東京都)	互助会	菊池恵楓園(熊本県)	友愛会
駿河療養所(静岡県)	親睦会	星塚敬愛園(鹿児島県)	同友会

その後、朝鮮人入所者たちは年金問題による格差是正のために全国組織をつくり、自らの闘いを結実させていくことを決める。それが全国ハンセン氏病患者協議会（以下、全患協）傘下の全国組織として1959年12月に結成された在日朝鮮人韓国人ハンセン氏病患者同盟（現在日韓・朝鮮人ハンセン氏病患者同盟、以下「同盟」）であった。

結成の趣旨は長年日本に在住し、不幸にも病におかされた700人の同胞療友の親睦と横の連絡をはかるためであったが、その最大の目的は国民年金の施行以来、民族的、経済的差別を強いられたことに対し、自らの生活と福祉を守るため団結して統一した運動を進めることにあった（『全患協運動史－ハンセン氏病患者のたたかい

の記録－』全国ハンセン氏病患者協議会編、一光社、1977年）

翌年5月12日、駿河療養所で第一回の支部長会議が開かれ、その後、参加代表によって民団（在日韓人居留民団）中央本部、総連（在日朝鮮人総連合会）中央本部、国会議員、厚生省、大蔵省への陳情が行われた。こうして朝鮮人入所者自らの闘いが始まったのであった。

3. 全患協、全盲連による後援

年金問題の解決のため、他の日本人入所者はどのような反応を示したのだろうか。全国のハンセン病入所者組織である全患協は、その解決のため、支部長会議でも議題に取り上げ、関係各所への運動を展開した。

その背景には全患協傘下団体である全国ハンセン氏病盲人連合協議会（以下、全盲連）の存在があった。全盲連は1959年4月16日付官報で国民年金法が告示された3ヶ月後の7月には外国人盲人の処遇を改善すべく、全患協支部長会議が無期延期のため、全盲連として単独陳情を希望している。早くから年金問題に関心を持っていた全盲連は、園内の外国人に対する取り扱いについても年金に代わる処遇をしてくれるよう要求してきたのである。

これに対し厚生省では、法律を変えない限りは実現が不可能であるという回答を示していたが、その回答に対しても、「平等な処遇が行われる日まで要求しつづける必要がある」と主張し、一般社会の人びととともに連帯し、運動を展開しようとしていた（『全患協ニュース』161号、1960年11月15日）。全盲連のこの考え方は、その後の全患協における年金運動の要求路線にそのまま引き継がれていったのである（全国ハンセン病療養所入所者協議会『復権への日月』光陽出版社、2001年10月）。

全患協運動の中で、年金問題への取り組みは全盲連が積極的であったという点について、長年患者運動に携わってきた金相権（佐川修）も次のように回顧している。

「外国人の年金のことも、日本人の中では盲人会、全盲連が一番先に外国人にも準用せよって言い出して、それから全患協の方でも決議したんだよ。盲人会には外国人がいっぱいいるし、

役員してる人もいたし、差がはっきり出たしね」(「ハンセン病療養所多磨全生園朝鮮人・韓国人の記録その四 患者運動とともに 金相権さん」立教大学史学科山田ゼミナール 矢野恭子記録、『月刊私教育』118号、1989年)

実際に全盲連は、盲導施設の充実など6点の要望項目中、2点目に「外国人療友に年金にかわる給与をかちとること」をあげ、「外国人重症療友は、同一の生活を行っているにもかかわらず年金にかわる恩恵を受けないことは残酷な仕打ちである」と強く非難している(『全盲連支部報第211号』、1960年)。

当時、ハンセン病療養所入所者のうち約1割が失明者だった。その中には当然のことながら朝鮮人も含まれていた。同じ境遇におかれた視覚障がい者同士の絆は特に強かったともいえる。そのため、年金問題解決についても全盲連がより積極的に全患協に求めたのであったと考えられる。

1959年8月に長島愛生園で開催された全患協第四回支部長会議では、全支部の代表が年金問題の審議の中で人道的な立場から外国人一級障害者の援護措置を強く求める発言をし、年金準用の要求を決定した。さらに翌年11月に松丘保養園で開催された第五回支部長会議においても、生活保護法やらい予防法の家族援護の適用、外国人による日本政府への税金納入、人道的、国際的親善等の要求根拠を明らかにしながら、外国人患者への年金適用を求めた(『全患協運動史－ハンセン氏病患者のたたかひの記録－』全国ハンセン氏病患者協議会編、一光社、1977年)。

1959年10月1日に発行された『全患協ニュース』には、全患協から年金問題について「①障害福祉年金の適用範囲について」、「③総合障害を認めよ」とする主張とともに「②療養中の朝鮮人一級障害者及び朝鮮人老令者の件について」として、次のように述べている。

「朝鮮人といえども同じ療養所に同じ病を養っている限り、差別なく待遇されるのが当然であり、事実従来から殆どそのような待遇を受けてきたものであり、当然の権利として当該療友に国民年金が支給されようという時、全国療養所の入所者中、約一割を占める朝鮮人療友の一級該当者ならびに高齢者が除外さ

れるのはうなづけない。療養中の朝鮮人の中で年金受給の資格のありとみなされるものに対しては、年金に準じた待遇がなされるのが人道的立場から見ても当然である。」(『全患協ニュース』139号、1959年10月1日)

このように全患協は朝鮮人に対しても「同じ療養所に同じ病を養っている限り、差別なく待遇されるのが当然」とし、それは「人道的立場」においても当然だと主張している。

4. 朝鮮人年金獲得運動に対する日本人入所者からの批判の声

それでは一般の日本人入所者は朝鮮人の年金獲得運動について、どのような視線を向けていたのだろうか。

邑久光明園の盲人会活動に長年携わってきた日本人入所者の金地慶四郎は次のように当時を振り返っている。

「日本人同士の中では、「国民年金欲しかったら帰化して日本国籍とればいいじゃないか。それが手続上出来ないでもそうした気持ちを持つべきだ」とか、「いや、そんなことはない、自分の国が一番大事に思うんだから、帰化せえいうのは無理や」とか色んな話が出たよ。今のように強制的に連れられてきた被害者やいうようなことは、その頃ははっきりしてなかったからな。貧しくて日本に出稼ぎに来て病気になったとか、日本に住みついたとか、その人の子供だとかいう感じでとらえていた。当時は盲人会の中にも韓国人に対して色々な考え方もつ者がおり、感情的にものを言う者もあって、その取り扱いにはちょっと苦労したけどな」(金地慶四郎『どっこい生きてるで』1990年)

同じ入所者同士でも朝鮮人に対する偏見を持っている日本人はいた。直接、間接的に聞こえてくる批判の声に対し、朝鮮人入所者はどのように感じていたのだろうか。

菊池恵楓園入所者の韓石峯は、朝鮮人年金獲得運動が行動的になってくると、遺憾なことに朝鮮人への批判の声が高まってきたと述べてい

る。韓はそうした批判の声に「こらえていた腹の虫が頭へきた」と言った同胞某氏の言葉を次のようにあげている。

「われわれ朝鮮人にも年金支給を、と主張すると「療養所にいられるだけでも感謝すべきだ」、「帰国すべきだ。すべてが片づく」、「ゼイタクはいわせない」などの聞くに耐えない言葉を療友の一部や関係者当局の一部からきく。このような考えは大きな間違いであると思うので、朝鮮人の受難史の中の一部をもって理解を乞う（ママ）ものである」（韓石峯「差別される朝鮮人一年金運動を省みて―」『菊池野』第13巻第11号、1964年2月）

朝鮮人が日本人同様に年金を求めることに對し、理解を示す入所者がいる一方で、日本による植民地支配を背景とした朝鮮人の渡航経緯、入所経緯をふまえず、批判する者もいた。

粟生楽泉園入所者で歌人の金夏日は、当時次のような歌を詠んでいる。

国籍を移して年金もらえと云う園長の前に
わが黙しおり
身障年金に準ずる援助を日本の政府に願う
みじめさ思う
厚生省との交渉はすすまず炎天下やけつく
如き砂利に座り込む

（金夏日『無窮花』）

「年金受給のためには国籍を移せばよいではないか」とする言葉はたとえ「善意」の中から発せられたとしても、朝鮮人がなぜ日本の療養所に入所しているのかという歴史的経緯に関する認識が皆無であると言わざるを得ない。ここから歴史的経緯が踏まえられず、日本政府に「年金に準ずる援助」を求めなければならない実情への金夏日の強い怒りと絶望が読み取れる。

5. 日本人知識人による無理解

それでは当時、ハンセン病療養所における年金問題に対して日本人知識人はどのように見ていたのだろうか。

1960年10月15日発行の『全患協ニュース』に

朝鮮人入所者の利川祥玉による年金による所得格差の広がりを批判する「わたしは悶える」という文章が掲載された。そこには次のように朝鮮人入所者の苦しさが切実に示されている。

「私達朝鮮人病者は病体の苦と経済の苦と精神的な苦の三重苦から抜け切れず今尚惨めな生活を続けている。この苦しみはいつ果てるとも知れず生涯自分が朝鮮人であることを意識しながら、片隅に小さくなって暮らさなければならぬことを思う時、一種の悲哀と計り知れない嫌悪の気持を隠し得ないのである。」

「戦前戦中を通じて考へ（ママ）て見る時日本人も朝鮮人も同様に長い間何ら差別なく命を捨てて勝つ迄はと終戦のその日迄死物狂いに戦って来た。全国民がそうであったようにハ氏病療養所でも差別なく共に苦しんで来たが現行の身障者年金は、朝鮮人は国籍が違う、法律がどうのというその一ことで除外してしまった。他に収入の道も無く仕送りも無い朝鮮人であり乍ら、日本で生れ日本語しか話せない二世三世の身障者の病者を今になって、再び谷底へつきおとすような事を平然とやってのけようとする。日本政府に対しおさえきれない憤怒を感じるのである。」（利川祥玉「わたしは悶える」『全患協ニュース』159号、1960年10月15日）

それに対し、同年12月1日発行の同紙に、永丘智郎（関東学院大学教授・当時）による心から同情するが独立国家の国民としての誇りを持つべきだという次のような主張が載った。

「・・・発狂しそうになるほどミジメな気持で毎日を過ごしているというのだ。たしかに永く日本に暮らしていかかなり日本人と同化してしまった朝鮮人としては当然抱く感想であろう。だが朝鮮人はあくまでも日本では外国人であるということのを忘れてはならない。だから私からのお願いとして本名を名のり外国人としての権利と義務に対して自覚を高めてほしいと思う。例えば療養所の設備が許すならあなた方だけの朝鮮人病舎を要求してそこに集って住み母国語が不自由なら勉強をし

てほしい。・・・そして民族としての自覚を高め一日も早く病気をなおして祖国の建設に参加されることがあなた方の任務であろう。故に日本人患者がやっと福祉年金をわずかながらでももらえるようになったことは祝福してやって頂きたいものだ。あなたがたがヒガムこともないわけである。」(永丘智郎「在日朝鮮人患者の援護問題—利川祥玉氏に希望すること—」『全患協ニュース』162号、1960年12月1日)

この主張には言うまでもなく、在日朝鮮人が日本による植民地支配の「遺産」であるという認識は欠如しているばかりか、獲得したくともできなかった「母国語」や「民族としての自覚」を高めるべきだとする倒錯した主張が展開されている。これに対する反論は、同じ朝鮮人入所者の林奉吉による「もっと理解を」とする記事のみであった。

もちろん、朝鮮人の年金獲得運動に対して全患協を始め、応援の声や支えはあり、それらが運動の進展に加勢したのは確かであるが、その多くは「人道的支援」という理由で、歴史的経緯を踏まえた当然の権利としての認識を持つまでには至らなかったのではないだろうか。

6. 全患協、全盲連との共闘による「解決」

同盟による粘り強い運動の末、1962年から外国人特別慰安金が500円支給されることとなった。その後の支給は、年金増額に伴って行われたが、僅かな増額であったため、年金受給者との差額は逆にひらく気配さえあった。

全患協は1963年の第八回支部長会議において療養慰安金を「日用品費」と名称を改め、月額3,000円の要求を決定、運動を進めたが1961年度予算では生活物品費が83円増額されたのみであった。このように生活保護の日用品費との格差が縮まらない理由について邑久光明園入所者自治会から出されている『風と海のなか』によると、当時の厚生省が「不足分は作業賃で補っていると、衣食住を保障されているハンセン病と社会一般の生保者とは同じレベルでは比較できない」という考えが根底にあったためであるとしている(邑久光明園入所者自治会『風と海

のなか—邑久光明園入所者八十年の歩み—』日本文教出版、1989年)。

ここからもわかるように、長年入所者たちは、憲法第25条にある「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」からも除外され、差別的な状況に置かれ続けた。全患協は1957年に憲法25条にある権利が生活保護費の支給額ではまかなわれないと訴えた結核患者の朝日茂による裁判(朝日訴訟)に影響を受け、運動によって訴え続けた。ハンセン病療養所においても、生活保護費に相当する日用品費があまりにも低額であったからである。特に1964年から1971年にかけて、入所者一律の生活費支給を求めて、厚生省に座り込む中央行動を展開し、各園内でもデモを行った(稲葉上道「全療協60年のあゆみ」『国立ハンセン病資料館2011年度秋季企画展 たたかいつづけたから、今がある—全療協60年のあゆみ— 1951~2011年』展図録)。

年金運動の基本方針として、全患協は1968年、次のように要求した。①障害福祉年金受給者は全員無条件で拠出制年金へ移行させるよう法改正を要求。②年金加入前の障害についても拠出制年金の支給対象とするよう要求。③特別処置の要求、未適用者(外国人含む)—拠出年金と同額の処遇を要求。

さらに1969年の七月行動では、日用品費の全員一律支給、特別措置などを要求するため、全患協本部に加え、全盲連、同盟、作業従事者連合会も同行し、総勢47人で陳情した。長年の運動と、らい調査会の答申、1968年2月に発足したハンセン病対策議員懇談会の協力、特に二階堂進議員の口利きもあり、1972年からすべての入所者に障害者年金一級相当額を支給するという自用費方式として実現することにより、一応の「解決」となった。しかし、その間、多くの在日朝鮮人ハンセン病患者たちはその恩恵を受けることもできず、この世を去ったことは忘れてはならない。

おわりに

ハンセン病療養所における朝鮮人たちは、日本の敗戦による「解放」の喜びもつかの間、新たな苦難に直面することとなった。その中の一つが国民年金法施行によって起こった療養所内

の経済格差であった。病気であるという苦しみとともに、「らい予防法」により、他の日本人同様、療養所に隔離された人生を強制された人々は、公の社会復帰を果たすことができなかった。目に見える経済格差が存在する療養所の生活が、平穏なものではないからといって退園することもできず、失意の中で鬼籍に入る者も少なくなかったのである。

そうした格差是正を求めるため、朝鮮人入所者自らが声をあげ、闘ってきた。「等しからざるを憂う」という意識のもと経済格差是正運動に取り組んできた全患協、全盲連とともに、当事者同士の助け合い精神によって運動を展開してきた。植民地支配による被害者であるという認識を踏まえ、朝鮮人たちの運動に批判を唱える者もいたが、やがて朝鮮人たちの闘いは実を結び、障害者年金の一級相当額を支給するという自用費方式として実現し、一応の「解決」となった。

一方で国民年金制度から国籍条項が削除されたのは、1982年になってからである。しかもそれは1981年の難民条約の批准に基づいたもので、それ以前から「納税の義務」を負う在日外国人のためという理由で日本政府が動いたものではなかった。それまで在日外国人が対象から外されていた点について、田中宏が指摘するように「共同の負担を財源に、相互扶助を理念とする社会保障制度が、排外主義に冒されていた」（田中宏『在日外国人一法の壁、心の溝』（第三版）岩波新書、2013年）といえる。さらに、国籍条項は削除されたが、無年金者が生まれなかったための経過措置がとられなかったために、国籍条項が削除された時点で35歳をこえている外国人や20歳をこえている外国人障害者は、無年金者として放置されることになったのである。

ハンセン病療養所は日本社会の縮図でもある。同盟や全患協、全盲連の闘いに学ぶべき点は、療養所内の異なる立場の人々と共に闘い、成果を獲得してきたことである。様々な立場の人びとが暮らす現在の日本社会においても、差別や排外思想に抗し、共生していくためのヒントがここにあるのではないだろうか。

付記：本稿は公益財団法人 韓昌祐・哲文化財団の助成を受けたものである。本稿執筆にあたりご協力いただいた

いた皆様にこの場をお借りして感謝申し上げます。